



知
つ
て
お
き
た
い
障
が
い
福
祉
制
度

◎自立支援医療（精神通院）

精神疾患を有する人の通院医療に要する医療費の一部を助成する制度です。

◎**対象** 通院による治療を継続的に必要とする程度の精神疾患、またはてんかんを有する人

◎**給付内容** 指定医療機関における診察、薬剤、訪問看護に係る医療費

◎**自己負担** 原則として医療費の1割
※世帯の所得状況に応じて1か月あたりの負担額に上限があります。

※世帯の所得が一定額以上(市民税所得割235,000円以上)の場合、「重度かつ継続」に該当する場合に限り対象となります。

◎**認定期間** 開始日から1年以内の月末
※再認定の申請は、有効期限の3か月前から手続きできます。

◎**申請手続** 申請書、印判、健康保険証、指定医師の診断書を窓口へ提出

※診断書は、再認定の申請であって、前回の治療方針に変更がなく、有効期限内に申請する場合は、2年に1度の提出となります。

◎**問い合わせ先・申請窓口**

障害福祉課 (☎ 82-1170)

仮設山陽総合事務所市民窓口課

(☎ 71-1514)



◎NHK放送受信料の免除

障害者手帳をお持ちの人でNHK放送受信料免除基準に該当する場合は、受信料の免除を受けることができます。障害福祉課、または仮設山陽総合事務所市民窓口課に申請書を備えていますので、障害者手帳と印判を持参してください。

◎**全額免除** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持し、世帯全員が市民税非課税の場合

◎**半額免除** 次のいずれかに該当する

手帳を所持する人が世帯主であり受信契約者である場合

●身体障害者手帳1級または2級

●視覚障がい、または聴覚障がいの記載がある身体障害者手帳

●療育手帳A

●精神障害者保健福祉手帳1級

◎**問い合わせ先**

障害福祉課 (☎ 82-1170)

NHK山口放送局 (☎ 083-921-3711)

◎特別障害者手当等の手当額の改定

4月から手当の額が改定されます。

■特別障害者手当 月額26,620円

■障害児福祉手当 月額14,480円

■福祉手当(経過措置分)
月額14,480円

◎**問い合わせ先**

障害福祉課 (☎ 82-1170)

■特別児童扶養手当

1級月額51,100円

2級月額34,030円

◎**問い合わせ先**

こども福祉課 (☎ 82-1175)

◎問い合わせ先
障害福祉課
(☎ 82-1170)

山陽小野田市に転入した場合や市内で転居した場合には、障害者手帳等の住所の変更の手続きが必要です。手帳と印判を持参し手続きをしてください。

●**窓口** 障害福祉課 (☎ 82-1170)、仮設山陽総合事務所市民窓口課 (☎ 71-1514)